

# 令和4年度 水産庁船舶職員採用試験 受験案内

## (採用職種：機関士・司厨部員(随時募集))

この試験は、水産庁に所属する船舶に乗り組み、採用職種の仕事に従事する官職(「一般職の職員の給与に関する法律」による海事職俸給表(一)及び(二)の職務の1級又は2級の官職)への採用試験です。

### 1. 採用職種及び採用予定数

機関士 若干名  
司厨部員 若干名

### 2. 採用予定時期

令和4年7月1日以降

### 3. 採用後の勤務場所

採用時は、水産庁に所属する船舶又は船舶予備員として水産庁漁政部漁政課に配属されます。(水産庁に所属する船舶については、水産庁ホームページでご確認下さい。)

なお、水産庁は、国立研究開発法人水産研究・教育機構との間で船舶職員の人事交流を行っているため、将来的に、他機関に所属する船舶に勤務する場合があります。

### 4. 受験資格

#### (1) 機関士

平成3年4月2日以降生まれであって、大学若しくは大学校(修学年限4年のものに限る。)又は商船高等専門学校を卒業(専攻科等の乗船実習を修了)した者で、かつ、三級海技士(機関)以上の海技免許を有している者

#### (2) 司厨部員

昭和61年4月2日以降生まれであって、次のいずれかに該当し、心身ともに健康である者

- ① 調理師又は栄養士の免許若しくは船舶料理士の資格を有し、採用時に高等学校以上の学歴を有している者
- ② 船舶の司厨部員として通算して3年以上の実務経験を有し、採用時に高等学校以上の学歴を有している者

※ いずれの職種も視力(矯正視力を含む。)は、両眼ともに0.5以上であること。なお、健康診断書で異常がある場合には、受験できないことがあります。

《この試験を受けられない者》

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 受験手続

(1) 応募書類（各1部）

- ① 受験希望職種記入票（別紙1）
- ② 履歴書（写真貼付）
- ③ 健康診断書（検査項目は別紙2を参照）
- ④ 卒業（修了）証明書
- ⑤ 成績証明書
- ⑥ 海技免状の写し（機関士に応募する者のみ）
- ⑦ 無線従事者免許の写し（機関士に応募する者であって免許を有している者のみ）
- ⑧ 調理師免許証又は栄養士免許証若しくは船舶料理士資格証明書の写し（司厨部員に応募する者であって免許又は資格を有している者のみ）

※ ④及び⑤の書類について、様式によって内容が重複する場合には、該当事項を省略することができます。

この場合、省略事項が記載されている書類名を記したメモを添付して下さい。

(2) 申込先

上記の応募書類一式について、封筒表面に「船舶職員採用試験応募書類在中」と朱書きし、郵便局の「簡易書留」扱いにして、以下の宛先に送付して下さい。

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部漁政課船舶管理室船員班

6. 受付期間

採用予定数に達するまで随時

7. 受験票の交付

応募書類を受理した場合は、受験票を郵送にて交付しますので、受験する際には必ず持参して下さい。

## 8. 採用試験の実施日時及び場所

応募書類受理後、別途ご案内しますが、試験地は東京都内となります。

## 9. 試験科目

- (1) 筆記試験（一般教養及び専門教科：120分）
- (2) 人物試験（個別面接）

## 10. 試験当日の携行品

受験票、筆記用具（鉛筆・消しゴム）及び昼食

## 11. 試験結果の通知

試験結果については、受験者本人に文書により通知します。

## 12. 採用後の処遇等

国家公務員法及び関係法規（給与法、勤務時間法、共済組合法、災害補償法、旅費法、退職手当法等）の定めるところによります。

### (1) 給与等

- 採用当初の額は、以下のとおりです。（令和5年4月現在のもの。以下の額は新卒者の場合であり、既卒者は経験年数等により上乘せされます。）

海事職（一）	大学専攻科（1年制）卒業	236,800円
	大学卒業	228,500円
	高等専門学校又は高等学校専攻科卒業	199,100円
海事職（二）	高等学校専攻科又は海上技術短期大学校卒業	200,100円
	高等学校又は海上技術学校卒業	185,300円

- 上記のほか、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当……扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円等

住居手当……借家（賃貸のアパート等）に住んでいる者等に、月額最高28,000円

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）……1年間に俸給等の約4.30月分

地域手当……民間賃金水準の高い地域に勤務する者等に、最高で俸給等の20%

（東京都特別区の場合）

- 農林水産省に勤務する船員等に対する旅費支給規程により、航海日当、食卓料及び支度料が支給されます。
- 被服類として、制服、帽子、作業服、作業靴等が貸与されます。

## (2) 勤務時間・休暇

- 勤務時間は、原則として、1日7時間45分です。  
ただし、航海中は、基本的に1日につき8時間、1週間につき56時間となり、かつ、1年間で1週間平均38時間45分となるよう勤務時間が割り振られます。
- 休日は、週休2日、祝日及び年末年始です。  
ただし、航海中の週休日は停泊中に割り振られ、祝日及び年末年始に勤務した場合には、休日給が支給されます。
- 休暇には、年次休暇（年20日（4月1日採用の場合、採用の年は15日）、残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）及び介護休暇があります。

## 13. その他

受験に要する一切の費用は、受験者の負担となります。

(問い合わせ先)

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部漁政課船舶管理室

電話 03-3591-1072 F A X 03-3591-6810

担当：船員班 赤井、向井